### 親朋書翰集翻刻

沢 囲 畠山 雄三郎 \*\*

年八月三日まで十二年半の間に書かれたもの計八十八通である。大部分は親朋から父・親憲(九郎助)に宛てたものだが、逆に父から親朋に宛てたは本邦最初のプロのロシア語通詞である。その略伝は第一回に掲載した。翻刻する書翰は、文久元(一八六一)年二月十五日から明治六(一八七三) 年?月十一日から元治元(一八六四)年六月十九日までの書翰計十八通を紹介する。 ものや第三者から父に宛てたものがそれぞれ数通、また契約書や紹介状、證文のような文書もわずかながら含まれている。第四回は文久三(一八六三) 本紀要第56巻第2号から数回の予定で長崎市の長崎歴史文化博物館所蔵の『東京親朋書翰綴込』の翻刻を連載している。 志賀親朋、志賀浦太郎、 志賀親憲、志賀九郎助、 稲佐、 日露交流史 志賀親朋 (幼名・浦太郎)

### 凡 例

### 三三 文久三(一八六三)年?月十一日 高瀬徳兵衛より志賀親憲

カタカナ表記の「テニヲハ」 は、 読み易さを考慮して平仮名に変

明確だが判読できない文字、 「□」で示した。 虫食いや破損などで見えない文字は

三 欠字は原文に応じて字数分を空けた。

五. 兀 翻刻者の付したナンバリングが書翰の日付の順序と一致しない場 「〇」は挿入文を繋げる印で、原文どおりである。

志賀親朋自らが書翰中に挿入した注は 合があるが、オリジナルの書翰集の順序に従った。 へ ) 内に示した。

六

翻刻者の注は〔〕内に示した。

七

文久三亥年二月九日 縣令館より相 達

引替扨々私よりは法外の御無音 段休意易思召可被下候 被下候□呉々も奉願上候 の御品々且銘々迄被下置千萬難有仕合に奉存候 仕珎重御儀奉存候 同相悦ひ 筆啓上仕候 候段 何共申訳ケ無御座此段深く御詫申上候 此段深く御厚礼申上候 甚寒の砌に御座候処 隨て小子共儀御蔭様にて無事に相勤罷在 然は貴兄よりは時々御念書殊更其度々に何寄 其時 宜敷御聞上被遊可被下候 御惣客様御揃益御精栄被成御勤 `々御請御礼等も不申上御疎遠申 別て重宝の御品にて 不悪敷御聞濟被遊 乍憚此 右に

\*\*

はたけやま・ゆうざぶろう、古文書研究

<sup>\*</sup> さわだ・かずひこ、埼玉大学名誉教授、日露交流史・ロシア文学

少々手続御内々に一寸申上候間 宜敷御承引被遊可被下候中度出立に相成候に付 何事も出来不仕失敬仕候 猶桜馬場兄きへ一今般金井公御帰崎に付ては委細に御詫旁可申上心得に御座候処火急為

相変じ申候(此末如何共相成可申や心配仕候儀に御座候)追々御承引可被遊候へ共(當地の儀も乍恐御上向程御混雑色々當節は)

成候間 浦太郎様御儀 書等写取差上申候 儀と御噂仕候 觸御渡し と折々御噂申上候儀御座候 [候処 ,表へ御帰府に可相成候趣被仰聞 |可被為遊と時々御噂申暮候 御座候処 申上候間 御帰崎の上宜敷御承引被遊可被下候 無御據儀に付當地永滯留に相成漸々當月十□日當地出立に相 右に付米蔵殿出立後には箱館表にては嘸々御困り被成候御 追々の御書面の趣にて承知仕 御用向とは乍申追々永御滯留相成 昨暮御約定には當四月頃には箱館表御用濟相成候積り 何卒来春は早々江戸迄も御帰府に相成候様御待居 是又宜敷御承引被成下 尤此度福田氏當夏中當地迄御帰りには御 今日も箱館表へ書状仕 扨々右躰永引 御同苗御帰国の上は 何れ来春は早々御用濟江 則當御役所 貴兄様御姉様御心 嘸々御難儀可被游 當節の御沙汰 へ相賴御添 1猶口

三ツまたの儀大きに延引仕候 越候へ共同所には無之 付壱分壱朱□□余相懸り申候 にも積入不申存外延引仕候 一候間 承引被遊可被下候 前 申上候心得にて御同苗其内には箱館表より帰府可有之と 参着御入手被遊可被下候 右の心得にて申聞候処 日本橋室町弐丁目にて注文申付出来仕居候へ 且又直段の儀も壱ツに付三朱位の 御序に申上置候 貴兄よりは 併餘り延引仕申訳無御座候 右にては中々以出来不仕 小傳馬町にて出来候趣被仰 則福田氏 へ相渡し申 の由被仰 船便 宜敷

にには

當春書状の中へ封込差上候様控に印有之

則私扣候別紙写取此度差上申候間

御入手被遊可被下候

書状の中能々御

同苗浦太郎様御儀に付

貴兄よりは昨押詰の御状にも

度文略仕候 右乱筆早々 如斯に御座候 以上いまた種々海山申上度御儀御座候へ共 何分取紛いづれ後便萬々

申

十一日

志賀様

猶以甚御麁末御座候〈共善新干海苔弐帖□□□□差上申候

御笑納被遊可被下候

三四

文久三年三月二十五日

高瀬徳兵衛より志賀親憲宛て

亥五月晦日

縣令館より相達す

福田氏御儀も當正月八日に無滯御帰崎に相成候段御同慶奉存候何卒御 二月廿八日出御尊書三月廿二日長崎やより相達忝拝見仕候 序 よりの御注文三ツ又 居行よし原様の時右銘葉を以大はれ仕候 下御深切さまの段痛み入難有仕合に奉存候 濟々御念書被成下置 に御座候処 一御同苗 乍憚此段休意易思召可被下候 右請取書不参候に付御不都合の趣御尤に奉存候 へも可然様宜敷御賴申上候 益御精福被成御勤奉恐賀侯 大きに延引仕 殊更其都度々に何寄の御呑料の内御福訳ヶ被成 然は貴兄よりは毎度御叮嚀さま 扨右御同 併無事参着御入手被成下候段安 此段深く御厚礼申上候 隨て私共儀無異儀相勤罷在 平日は大切に仕舞置 人御 船廻し御荷物へ貴兄 和 芝

便に付私よりも委細懇書を以申上 付ては色々入用の品有之候に付買求め早々相送り呉候様被仰聞候に付 迄には江戸表へ御着にも可有之と 次第又候可申上候 取差上且は早々御帰国の 失敬申進候 急々御暇御願立取急き御帰崎に相成候様御勘弁可被成候段 沙汰武家町家共迄も御觸出しに相成候御時節柄に付 迷惑且は御心配被成居候段申進 は右躰永々詰越に相成候約定にも無之候処 御状と奉存 |小買物少々斗取掛四五日以前箱詰に致し馬便より差送り申候 願候へ共いまた御沙汰無之 1所迄も御出府に可相成段被仰聞候に付 當二月1 一〇日付御状箱館表より着仕候に付 早速開封拝見仕候処 此段不悪御承引被遊可被下候 □□や御返事被遣候様申上 定め當年も詰越候様成行可申段被仰聞 殊更當節江戸表の儀は異人打拂の御 且長崎表御両親よりも被仰越候に 旧冬より當春へ懸ヶ御暇の儀押て 家内の者も御噂申上御心待罷在候 右の心得にて早春より當節 右異人打拂の御觸書等写 右様永年詰越にては実以 同所御出立の御案内 候間 一刻も早く程能 御返事参着 委細に乍 御宜

一前申上候通追々御承引被遊候 此度

十一日 沙汰に相成候処 口にて根岸と申所に親類共有之 て両三日の間は火事場同様に混雑仕候 へ縁者有之候者は立退候心當致し置候様御沙汰に相成候に付殊の外 上洛御留守中 市中大切成荷物其外江戸端々近在々へ相送り 當廿三日決答の趣に寄 追々の御觸書 無御據御打拂の御沙汰に相成 時に騒立大き混雑仕候 イキルス国より軍艦数艘横浜表へ入津致し品 町方の儀は女子小共老人幷に病者のもの近 統騒立可申 右の方へお梅幷に子供丈ケ遣 私方にても無餘儀上野御山後 武家方町方共當三月六日八日 然るに十九日に至り候て異 -候処 心 當の為口達を以御 馬車か駕籠船に し置申 々申上 国近

> 海山御座候 に相成可申と奉存候 相成居申候 人共へ日延の段申上 何れ向後を押合候て長崎と箱館表 へ共 此度の儀根□相成 色々取込中旁々失敬仕候 一候由直に御沙 御内々御含迄に申上 末々は當地横濱表の儀は□敷物に御 汰に相成 五. 候 V 追々人気立 ケ国共両所より御引上け つれ後便萬□申上 いまた種々申 直り當時

三月廿五日

徳兵衛

仕御高免被遊可被下候

早

五月晦日縣令館より相達す

志賀賢兄様

被遊可被下候(此段深く奉願上候)の中御出會の節可然様宜敷被仰上尚々桜馬場兄貴へ此度は御状不仕)何卒御出會の節可然様宜敷被仰上

## 三五 文久三年 月日不明 志賀親憲宛て

返事濟

御手紙

啓

上仕候

暖和

悦至極奉存上候 次に私義無異勤務罷在申候 乍恐尊意易被思召被下御父上様御母上様始弟妹親類同役村役人中御揃益御機嫌能被遊御座恐

度奉願候

當二月十七日夜一字御認の尊翰同廿二日相達難有拝見仕候 六字御認の尊翰は同廿五日ノーウイク船将より相達難有奉拝見 だに付 帰国 |の儀御掛合の御状 多分何とか沙汰も可有之と奉存相 中 臺殿より當所河津殿御掛合被下候趣 持居 候 へ共 何たる沙汰も 同 + 御申 九 日

に候 候間 無御座 様沙汰御座候間 は て御地御奉行所へ相達候半と存候 其御表御同役河津殿への御状も御渡相成候間 処私は近日出立いたし候間 [以下文章なし] に御案じに付 私宅へ是迄御出有之候通り 頃日入津の軍艦便にて中臺より書状到来致候 日々御目に掛り候毎に相尋候へ共 是非 私申候には 内外共に世話いたし候様くれぐ〜賴み来り候 昨夜も平山へ参り其御許の事委敷賴置申 [「] 親父より申越候は中臺 平山へ御懇意に被成度候 [」] 應帰郷無之ては當表数多の御用掛 右は其許帰郷の義御掛合相成候義 漸五六日目に被申聞候に 船将へ賴遣候に付 其御許を親御 [殿] より 然る ケ 定

## 三六 文久三年四月十四日 志賀親憲宛て

亥八月廿八日中臺殿参府便返答遣す

栄寿丸便亥四月十四日仕出

同六月五日俵館掛り黒川より相達す

の通組頭より来状の通組頭より来状の通組頭より来状の通組頭より来状の通組頭より来状で、に私儀無異相勤罷在申候をおいて奉行衆幷平山謙二郎殿一同夜ないに私儀無異相勤罷在申候をおり、一時六日夜十一時まで奉行衆居間にて奉行衆幷平山謙二郎殿一同夜ないに私儀無異相勤罷在申候をおり、一次の通組頭より来状の通知の通組頭より来状

候間服紗小袖半袴着用明以手紙致啓上候御用の儀有之

御達申候已上

七日四時御役所へ可被罷出候右

三月六日

まで、 ででは、 でででは、 ででは、 でがは、 でがは、

連 申渡 連辨御用御雇 世渡候

御雇

志賀浦太郎

右周防守殿被 仰渡置之通役金被下之召抱御宛行弐拾俵弐人扶持被下右箱館奉行組同心へ新規被

直に引続き

賀浦太郎

殿

平山謙

郎

198

御手当被下之右通辨御用可相勤是迄之通

右豊前守殿へ申上の上申渡

扨如何可仕哉一 只今被仰渡の趣は実に相困候次第に御座候 でも廻勤は致さねばならず 父上様へ申上御差圖を請候より外は無御座と奉存 くれ候様 かに不弁理にも候へ共御奉公とあきらめ少しの間しんぼふを致し勤め 奉行の支配にし長崎へ相帰し可申 には致間敷自分若し当奉行を轉せし時は次の者へ委細頼置 致方は無之 哉の旨申上候処 一盃差向候様の儀も名村より心付け有之候 の御差支無之もの出来候までは何分難帰し 1.共あきれましたる次第にて先其場は退出直に大和守殿へ御逢を乞ひ []] 懇の沙汰にて 決て在住には相成不申心配は不有致 向何共手が付不申 [「] 最早江戸表よりケ様被 名村へも相談の上廻勤仕候 私も実に何共致方も無御座 併当所にて交代のものを相拵 只あきれてぼつとして居のみに御 何とか御免は相叶申間敷 へ共決て不仕積罷在申候 此御不自由の箱館嘸何 仰越侯儀に侯へば何共 先ツいやでもおく 第一自分にて左様 然る處役々 此上は御 必定長崎 へ御

江戸表よりの御奉書を写置候間 左に奉入御覧候

志賀浦太郎 通弁御用御雇

三月六日簡便を以到来七日大和守殿被申渡候尤長崎奉行可被談候置之通役金被下候間其段可被置之通役金被下候間其段可被

申

渡

被召置 申上候へば御心配を増候様に相当候へ共決て左様の次第にて毛頭無御 兼候儀も出来不申 何分心底に任せ不申 併給は壱ツにても宜しく候へ共壱重物は追々極暑に相成候へばとて 三ツの内壱ツ綿入壱ツ給壱ツ壱重物に拵へ呉候様相頼候処 落し持帰りふせして拵へくれ候様申聞昨日持帰り申候 いはり仕候処古物に候へばやぶれた所も有御座 由なる当所へ追々詰越 よし申聞候 めいせんつむぎとか申物を壱反何程と相尋候処壱両弐分と申候内 も壱ツにては立行申間敷とぞんじ XIIと申けちな呉服屋へ私昨夜参り ツは丸でべら――して役に立不申候間夫にてふせ候積りに御座候 を紺屋にてふせてはよこしませず 求拵候時は物價高直の箱館極々難渋仕 物打交夏物は不残差出置候処 相拂直 前を運上所の手代通り候間呼込同人へ買てもらい壱両壱分三朱当店 既に先頃よごれ物せんたくの儀奉願 当節私においては必止と難渋仕居申候 に其足にて仕立や 当節箱館にて 其外衣類等の不自由さは実に筆紙に難尽候 此上は何事も御父上様の御差圖次第 実に内外共相困申候 へ持行賴置 近々帰国可仕に付不用なる由を以其侭 夫を嶋屋重兵衛の妻見てなんだを 其折四枚残し置候綿入をあら 来る十八日夕刻迄には出来候 衣類は魯船にて送差出 第 俄に当所にて反物を へり等もきれて居夫 御父上様の御手足 其四ツの内壱 承知仕候 体不自

あらいはり代 三朱但女物壱分

綿入仕立代

壱貫文

江戸にて先年拵候

右にて推察奉願上候

当節私持合せの衣類左の通

黒羽二重綿入紋付極よごれたるを

御父上様の御下り

同ふせてあらひ張して紋を白粉にて書たるを

壱

是は此頃御送の分

長崎より持越

今般あらいはりの内 八丈

此頃御送

右同 ごんちょみ 右同 しま八丈下着

壱 壱

けんしん小紋綿入 壱

きちしま綿入 壱

長崎より持越

糸織紺味噌こし同 壱

薄鼡奉書つむぎ紋付給 壱

紺羅紗の袷羽□

無拠懇意の調役上野より被賴申候長崎の上煙草を注文被致代金弐両弐

成丈け切のこまかき品御求め急船便にて御送奉願候也

分末は用立不申 是非筆算の心得し者壱人ほしくてたまりません

分被遣候間

長崎にて拵候花□羅紗は□□用立不申候

よこれたる黒紋付給羽織

壱

しまのかたひら

黒紋付絽羽織

壱

帯は長崎より持越候新古共三ツの内壱筋一昨年末吉へくれ残二 弐筋

筋共大変よごれやぶれしを

黒紋付壱重羽織 壱

是は大変よごれました

実に相困候間何分御推免奉願候

お高事も私帰国追々延引相成候間

犬塚にても引取候様申来候由

成候哉も難斗 と夫のみ遠路御遣しと申上候は殊更大変事に候間左にも参り申間敷 御儀に候はば 体通詞共の三ケ年詰其外五ケ年詰に相成候へば妻を召連罷越候は かいい所へ手の届かない事斗に御座候 でかけるものに無御座 推察被下度奉願候 なか/ / / 候儀に候哉難斗 私家来と其外の儀に付是非一寸帰国仕度心得に御座候 併当節柄相叶 父上様にも被遊御案内候通 実苦しさのまぎれいろな事按じ罷在申候 同人も当所へ御遣し被下候はば難有と奉存候へ共 若相叶一應帰国仕候へば其侭在崎再び来函不仕様相 其上公用は極繁の央剰愚筆と言ものなれば実 私事も衣類其外萬事差支申候間 ―手紙と申者もそんなに委細角/ 又其上には遠路の所家来も何 何分/ 可相成 御

御急ぎ被下度奉願候|嘸御面倒にも被為在可申候へ共 追々願上置候送物其外修復物は何分

一大和守殿御奥も漸六七日以前到着相成申候

れ後便何か珎物相撰可奉入御覧候 御用捨奉願候也一当節も永寿丸便より何か差出度候へ共何共今差掛心底に任せ不申 何

一当節は何分気がくさりて外様へ何方様へも書状差出不申候間 御序宜

懇意に致くれられ候間 御序同人父御は不及申且同人も帰着の上は何近藤大五郎も一昨十二日より風待風次第出帆可仕 当所にて同人別てしく御靏聲奉願候

一西富松村西谷へも御序宜しく御聲奉願候分宜しく御謝詞御申聞被下度奉願候

一実に帰り度て困ります

衆の名許且出張所も当地両御番所番手の名許為御知奉願候「村役人の名許も御代官」手代

必止と不自由にて相困申候間御推察上追々願上置候品々は可相成丈急

申上度事は山海の様候へ共公用繁に取紛後便と書縮 早々如此御座候便御送被下度 再三四五六應奉歎願候

亥四月十四日 栄寿丸便也皆譜言

浦太郎印

同六月五日俵館掛り黒川より相達す

御父上様

置奉願候

御請も今便は申上兼候間 御序宜しく御詫奉願上候 早々頓首若杦吉太郎便にて御母上様始黒川御叔父様御叔母様より書状被下別段

# 三七 文久三年八月二十九日 志賀親憲宛て

文久三年亥九月十九日近藤より相達す

御父上様

浦太郎

親朋

無異相勤罷在申候乍憚尊意易被思召被下度奉願候役散使乙名中被遊御揃益御機嫌能被遊御座恐悦御義奉存候(次に私儀)一筆啓上仕候(秋冷相至候処先以御父上様御母上様始弟妹御親類御同)

所幸便も不幸に無御座 魯軍艦は暫く打たへ御港へ参り不申 彼是に平に御推免奉願候 全公用の繁多に候へば何分寸暇を得不申剰遠径の一其後は久に打絶御安否伺の愚札をも差出不申 大に御無音背本意候段

其後御地には何か珎事も可有御座 当表においては別段相替候儀もて実に意外の御無音返々も御推免奉願候

御座候

一名村も精勤相成居申候

事塩田三郎(交代出府被仰付明十二日出帆の積りに御座候成是迄当地へ被罷在候)矢張名村の弟子にて以上の通弁御用宮河三郎一竹内下野守殿其外と外国へ被参候立廣作も当七月廿四日当地へ帰着昭

先頃差出置候衣類よごれもの幸便御送不被下ては追々寒さにも相向ひ 若杦吉太郎儀は頃日松前表へ罷越居申候何れ来月三四日頃には帰函相 殊外難渋仕候間 候品々も同便御送奉願候 体魯船便にて御送物被下候儀は一向差支無御座候間何品によらず急 足袋 オルゴール 是は先頃修復奉願置候 是も委細先頃奉願候分 旬よりひどひ煙草を買て呑で居ます 是は私相用候分 此節は大に煙草切らしに逢ひ 是は私用ひ候分 さつぱりきらし候間 成候間 是又御送奉願候 是は先頃当所調役の内より被頼金子差出置候分 是は右同断 是は先頃願置候 便にて□□被下度奉願候 是は□相成候て□用仕何分なしにては帰国の節差支候間船 魯船急幸便御送被下度 壱挺 浅三百 弐三十足 且又追々御送被下候様願置 先々月中 折々尋相 先頃より追々奉願置候御送物是非人 奉願候 末吉儀追々暇を相願実に相困申候へ共 当七月二日別紙の通魯コンより御老中方へ差出候書翰写奉入御覧候 地より持越候弐筋のみにて極々相困内壱筋は末吉へくれ残壱筋を日夜 便御送奉願候 御差図被下候節は末吉へ金子何程渡し 置候へば一向御心配には及び不申さず候 此般又々□□□若何分代りの者御遣し不被下候はば ども献上織の博多は無御座相困居申候 のは私へ□言致しくれ万事ついへを見能々世話仕呉 婦ものの頼母敷ものを頼入れ候間御差圖次第帰国為仕可申 □□□様御申付被置候間 して遣ひ罷在ずては御心配相成候間私事相困可申候へ共 右は其月の三日に態と急便にて御差立に相成未だ何たる御挨拶も無御 実に追々奉願置候品々供の□んばん帯に至る迄御送奉願候 〆居申候へば 右の外先頃より追々奉願置候品々衣類是非! 白もん□□□□ 来春御地出帆の折か是非人へ御遣し奉願候 是□□□□□□ 會所役人の交代は十二月頃に御地出立仕候間 頃日は殊外相損じ余りの事に当所にてせんさく仕候へ 弐三枚 弐三反 何分私□□にて暇を出候訳には至り不申 御送不被下候ては何分不自由仕 返す時の一体の取斗方御申聞 米蔵も帰国仕候後同人をだま 一刻も早く御差図奉願候 \御送奉願候 此節当所にて夫 此ものをそばに 其便か永寿丸 召遣ひ□□ 此夫婦も 帯等は御

便等便は数多御座候 遠方といへども魯船便永寿丸便會所役人の候間ぜひ――御送奉願候 遠方といへども魯船便永寿丸便會所役人の

上事に戻の子も松前へ賴置申候間永寿丸便にては急と差出可申候当便は御無音の子も松前へ賴置申候間船主ホウィットンへ賴書状丈け漸認候位 塩数当便何か伺として入御覧度候へ共 慥なる急便アメリカ商船アイダと

紙のみにて承知仕候 頃日は如何相成候哉候へばいろ――野〆の珎説可有御座 当所にては上海義は横浜の新聞一下ノ関のそふどふ其外七月二日三日の鹿児島の一件さぞ御地は近界に

下恐宜しく御傳聲奉願上候「中恐宜しく御傳聲奉願上候「中心へも別段伺状差出不申上げ 御序の折私の懇意知音の御人々へは「京の三本柱壱〔艘〕 土井能登守スクーネ壱艘 當地表御備のスクー家の三本柱壱〔艘〕 土井能登守スクーネ壱艘 當地表御備のスクー

の組に候哉御序の折御地御神事の節。神事町の組合為御知奉願候。且当年は何町

謹言 申上度儀御座候へ共 当便は急何れ後便と申上残早々如此御座候拜具

浦太郎

親朋印

亥八月廿九日日曜日昼十二字二分

同亥九月十九日近藤より相達す

膝下

追啓

御父上様御母上様弟妹中親類中何れも様御揃時候御自愛専一の御儀奉

一小柴喜左衛門儀先頃江戸表において当所奉行支配調役被仰付祈候重て謹言

当地へ到着被致候

以上

両日内

先頃田中廉太郎より書状別紙の通り到来 平山より相届け呉られ候

奉入御覧候 御覧後御下げ奉願候

兼て被仰付置候熊皮は相求置候間 来る魯船便か永寿丸便より差出

様可仕候

以上

## 三八 文久三年九月二十日 志賀親憲宛て

文久三亥年十月十九日松尾豊作より相達す

被下度奉願候 一長崎鎮臺の中上候間 御送被下候様追々願置候品々は無御遠慮御送別行違ひ相成不都合に付心得まで御沙汰被下候段奉畏候 御聞済相成節行違ひ相成不都合に付心得まで御沙汰被下候段奉畏候 御聞済相成には前以急便より可申上 左無御座ては御地より御送物被下候和成年吉無異相勤罷在申候 乍憚尊意易被思召被下度奉願候 がに長崎鎮臺の支配に相成帰国仕候様御聞済被成 当地出立の御暇御聞済一長崎鎮臺の支配に相成帰国仕候様御聞済被成 当地出立の御暇御聞済付違い相成不都合に付心得まで御沙汰被下度奉願候

諸国の浪人より殺害被致候時節に付 私事も外国人のために打果され一外国人取扱御用掛の御役別て通弁御用幷通詞共追々私も承知仕候通

調役より被頼候たばこ□度々被相尋候間何分御送奉願候大村公長崎奉行は実に近頃珎敷事に御座候

座候 四貫文に御座候 是ももふ五巻に相成申候 足袋なども其通りに御四貫文に御座候 是ももふ五巻に相成申候 足袋なども其通りに御に切らし当月七日に当所にて十巻相求候處代金壱巻につき四百文〆くに切らし当月七日に当所にて十巻相求候處、金履候 たばこ等もとふ無御座ば永寿丸にて追々申上候品々不残御送奉願候 左日々御修復或は縫仕立等に御掛居被下候由 魯便にて御送奉願候 左追々奉願置候御送物衣類等 先達てより御母上様幷おえき御両人にて

認被下候由 御懇情別して難有奉存候成候儀 前夜遅く御承知相成候間 本蓮寺下良蔵方にて御立ながら御御表組頭勤方松本寿太夫殿定役鏑木豊一急御用にて六月十六日参府相

候間今昼後迄に手紙認遣候様申聞候間 取急ぎ荒々申上候今廿日朝十時在宿商人チョル□―と申者へ出會 明朝自分長崎へ参り

追々頼置候御送物は小道具に至り候まで急と急便御送奉願候

… …… 申上度事は山海候へ共 時刻に追われ早々如此御座候

九月廿日二字十六分 浦太郎

[Aの上に添書き]

〈黒羅紗の大小つり袋壱揃御送奉願侯

十月十九日松尾豊作より相達す

日英コンワイス申聞候には

京都より三百人

〈何者と申事は承り不

### 御父上様

差急相認再読不致候間乱文筆御推覧

### 三九 文久三年九月六日 志賀親憲宛

亥十一月九日十字近藤より相達す

候間御写させの上 急便御送下け奉願候 且又私手許へ別段扣も無御座に奉入御覧候 失敬の段は御推免奉願候 且又私手許へ別段扣も無御座出候間 御許へは疾御覧相成候事とは奉存候へ共幸便に因て奉入御覧候出候間 御許へは疾御覧相成候事とは奉存候へ共幸便に因て奉入御覧候出候間 御許へは疾御覧相成候事とは奉存候へ共幸便に因て奉入御覧候と英軍艦の船日記幷絵図丈け魯文に譯し御座候を魯コン所持罷在候間別啓奉申上候陳者去七月中鹿児島一件に付 横浜にて開板の新聞紙の内別啓奉申上候陳者去七月中鹿児島一件に付 横浜にて開板の新聞紙の内別

くどひ様に候へ共追々奉願置候品々は何分御送不被下候ては実に難渋仕

候間急便御送奉願上候

日御序御申聞奉願候
一先頃私儀当所より出府仕候折横浜へ立寄候節 火事羽織拵候とて蝦夷一先頃私儀当所より出府仕候折横浜へ立寄候節 火事羽織拵候とて蝦夷一先頃私儀当所より出府仕候折横浜へ立寄候節 火事羽織拵候とて蝦夷

候はば 嘸乎そふだ~敷御事と奉察候へ入津の船も左様長州にて致候由 如何に候哉御地の事等も実説にてへ入津の船も左様長州にて致候由 如何に候哉御地の事等も実説にていく旨を市中へ張紙致候由 且又長州においては下関碇泊罷在御国廻申候〉長崎へ罷下り 何者によらず外国人と交易致候者は切殺およぶ申候〉長崎へ罷下り 何者によらず外国人と交易致候者は切殺およぶ

□ 1.15.1.1 になる氏甲では、骨を見つい甲では、1.15.1.1 御許容被成下度ぐとふも/〈奉歎願候 末吉の代の一件幷御送被成下候様 追々先頃より奉願置候品々は何分

申上度事件は際限無御座書余期後便如此御座候 謹言

九月六日

無太郎 印

亥十一月九日十字に近藤大五郎より相達す

御父上様

# 四〇 文久三年十二月十九日 志賀親憲宛て

文久四子正月三日英商船より相達す

御父上様

浦太郎印

一当七月十六日御港よりボカテル艦出帆当地に罷越候由 船将チブショに私儀無異相勤罷在申候 乍恐尊意易被思召被下度候仕候 追々寒気弥増候の処被遊御揃益御機嫌能被為入恐賀至極奉存候次八月十三日同廿八日御認の尊書当十月十九日御用状便にて相達難有拜見

一当七月晦日御同役中御用召の廻状御到来 森田は親父貞六忌中引入居港到着仕不申 追々入津可仕と奉存候 球芋壱俵御送被成下候間 定て拜受仕べくと御沙汰の処 右船未ダ当フ申上候間 兼て願置候衣類其外多葉粉莚包箱□□弐箱東瓜壱梱琉

無此上志賀家の規模難有仕合たる旨をも被仰聞□□に私事も如何斗か り流弊に泥み村順の所 役大熊組頭中臺の御蔭を以鎮台服部より御手頭を以被 縣令より被仰渡 御父上様高谷御両人縣令館 へ私より相願 難有仕合奉存候 御地長門守殿よりの書状□見せられた申候間 長崎奉行に同人より先頃一封被差遣 □□は先頃御沙汰の通 塚田平蔵同人□懇に被申上 旧来因修致し居候村順を此度役入順に相改 へ御出被遊候処 当表にても当鎮台大和守殿 年来の御願望御達左の通 全く縣令始塚田□□調 其返書承知致候 是も少しは加勢 仰渡 先年よ

仕候事と奉存上候

長崎村浦上村山里同村渕庄屋共儀

是迄村順御礼勤来候へ共

此節以来順席の儀は役入順に可相勤候

右の趣申渡候間被得其意庄屋共へ可被申渡候

右の通被仰渡候間申渡候

亥七日

何より恐悦申上は

字―様の字を認め置 文面は元□の通に相認置申候存候 今般塚田へ仕出候書状も上書仕様の字の様相認候へ共 中は欠不相替弥以最□□猶丁寧に認め可差出可申旨御懇の御沙汰難有仕合奉不相替弥以最回且無音の詫に御座候 私儀結構被仰付候迚諸向書状一好便の節右礼状塚田平蔵へ壱封書状可仕旨被仰聞奉畏候 則別紙壱封

て大分御さわぎ相成候由 嘸御心配被為在候儀と奉存候蒸気船にて参府無程帰崎相成候由 御地も浪人共に入込候との風説に村松鉄之丞急御用にて参府の積り候処相止候由 中臺俄に急御用有の

上七里 御地其後御静謐に候哉 と申所へ散々に小割し \* \* 増井三四郎此面々へ 同村より字大荒川迄海上三里 其外は命は助り居申候 船にて牛瀧村へ八ツ時頃着 右申上候通の場所海上は殊外□浪にて無余儀其佐井浦へ一泊 より直に先觸差立直に馬にて出立 七日同所出帆昼後□□半時頃南部美濃守領分大潟村へ着 其夜は箱館より松前の方へ当り 守領分奥州喜多郡牛瀧村字大荒川と申所にて難破仕候間 港出帆の魯西ヤ弐本檣軍艦シクーネル形ペルワヤ船 佐井へ八ツ半時頃着 同心本郷又左衛門通弁御用志賀浦太郎御普請役荒堀豊太郎添人目付 美濃守家来より其旨届出候処 同日夕同国コンシュルへ一同引渡申候 [\*は空欄] 其夜佐井に一泊不致直に出立右牛瀧村へ相趣可申の処 方に泊る 彼地出役被 乗組士官三人旅客壱人水夫廿五人内壱人溺死 当地は別段珎事も無御座候 十四日朝一同佐井出帆同七ツ時無滯箱館へ着 併着のみ着の侭実にあわれの様子に御座候 船将其外へ面會相糺候処 同所より右牛瀧村迄陸地は通行不相成海 十一日迄にて同所御用相済魯人共も一 同五日夕定役奉行衆手附兼帯牧嘉九 当別村と申所へ船をつけ一泊 仰 付 同夕佐井浦へ着同所本陣能登屋\* 翌六日当港出帆 当九月廿六日当 同日夕南部美濃 船は字大荒川 十月五日南 同所御休所 逆風に付 翌日小 翌.日 陸は

八月三日味の程御笑納被下度願上候也些少に候へ共手製の品に付御風

志賀大兄様

竹内拜

処 当十二月朔日夜五ツ半時頃 魯コンより奉行衆宛にて差出候書翰商船イジリヤと申船難破仕 早速出役の者罷越 英コン等も罷越居候当十一日中松前領大沢村字七ノ下と申て 城下より半里余の所にて英

帝国魯西亜コンシュル館外国事務の部

左の通

年号月日

箱館奉行貴下へ

□彼地にて要用の萬事行届かんが為。其所の者へ差□□□を任じられ為。数人の水夫召連松前表へ明朝出立致すを望むに付。道中警衛□□船将ナウモフは英コンの頼に因て英商船イジリヤ難破せしを扶助せん

コンジュル

んを口ふ

謹言

イ・ゴシケウィチ

魯コンシユル・ゴシケウィチ妻十月廿七日より煩ひ付

色々に手を尽

へ共終に当十一月朔日病死仕候

是迄十一月中認置跡を認候暇無御座

其侭を仕置候

志賀浦太郎□

口夜

右に付譯差出候処 其夜四ツ半時頃奉行衆より被召候に付罷出は

申聞 役僧へ ケ様申上候ては御心配を相増候様に至り候へ共 英コン館 参り候処 箱館着仕候 御用向相済 請役辻芳五郎等相尋 時過迄罷在 □共致候はば宜しく申上候様被相頼候 て面會いろ! 用透を見斗夜五半時頃より 御気に入暫く被居候由にて 乗込長崎表へ罷越候積 在宿□□□□□の所 町と申所に着 又来春は箱館表へも被来候様子に御座候 の御代松前光善寺の僧にて寛光とか申 の申付を更に相用 分□と申上候 御分りなくては代りの□□遣し□□□候間左に荒々申上候 居事 へ参り頼ミ只今引取相認申 へ申聞直様是より右ラウドルの宅 英コンシユル館書記官ラウドル儀夫婦共今夕英商テレサ船 (殿幷□□右書翰差出候間 夫より俵物方會所の役人若杦吉太郎幷下役甘濃忠助御普 当十二月十六日彼地出帆私付添 然るに今日御用有之 翌日当港出帆其夜は当別村と申所へ一泊 はなし仕 候間 直様参り連帰り可申旨に付相待居 無御座私 引取認め可差立可申旨□ゴシケウィチ申聞候間 彼是八ツ時に大沢村旅宿へ引取申候 難破場へ参り罷在候内 始終だまして召遣ひ居申候併何分安心仕兼候 へ書状為認持参りくれ可 不申我侭至極にて何分相困申 昨日同 ,相尋候処法事先へ参被居 一盃被出是非今一度は長崎へ罷越度事共被 今は松前光善寺 品物をぬすみ出し質入致候くせ有御座 人妻と暇に参□□申聞候には 七ツ半時御役所引ケより魯コンへ 別段役々も不遣に付 御序の折御一封奉願候 へ行 人御地に罷出御祖父様の へ住職被居候由に付 昨十八日夕七ツ時無滯 兼て承知仕居候先年御 ·申旨魯コンヘ□□□ 且又若御父上様 不□□□更に御分り 書□□認め船 不刻帰寺被致初 右の次第荒々を 翌日松前城 其後魯人 付添 て御沙 へ送候 志賀 御 n 内 実説かは相知れ不申 成候趣 東都表もずんと□□□□らず御役替等は甚しく又々御本丸二ノ丸 遣候間 又々エウロッパ 追々落手仕候新聞内々奉入御覧候 御遣し被下 難渋仕候間 計 間 □九日頃江戸表御発駕の由□□□□□□の蒸気軍艦も右に付御 □□□□□□□□には一ツ橋様 吉の代り御遣し被下度奉願 様の儀は少しも御存知なき御積にて 帰崎の上は此くせ急と直り候様仕相返し申候間 て致候儀にも無之 人の相勤候所 ても不申上心得には候へ共 て兼々同 件其 為交代御差越被下度 -奉歎願候 右の訳合を内々申上置候間 □今□□急ぎ石炭積込江戸 人へ私申聞候には 御談判と奉愚察候 んぼふをして相 同 無余儀内々申上候 幷私へ御免□□□ 一御使ひ被遣候由も風説御座候 一人は相返し候御積に候程 一候へ共 へ御住居の由 兎に角□□□ならん□ 付ては返すが 右の御叱り且 、表へ向け当港出帆仕 偏に 且又々御上洛□□□

,は極御沙汰なしにして御憐慰を以勤労の段御言葉を奉願候 ・申上候通永寿丸便にても會所役人の便にても早く人物を 物事の十事三方を少々望み候より起り候事と奉察 左様無御座候ては同人面目も無御座 又末吉帰国の上は私より兼てケ様の儀 勤候様申聞ながし仕居候間 □の事□の有之事□□しも長崎表へ不申 不申上候てはいつ迄も代人御遣し不被下 是を御くみわけ□□ 只同人より帰国を相願候間代人 一御沙汰も無御座候様伏 私に御めんじ被下ケ 人帰国の上は同 私より内々に 全く悪心に

来春に至り何□□とは相不分御若 へ御遣し相成候由 年寄

是は横 0) 以浜港御

御口

但家財平日の品其儘差置可然者也	拝具	
一交易の品不残持出し五日の内焼捨可申事	浦太郎	十二月十九日戌□□認
但 五畿内御拂の事		謹言
執行候へ共 助命の儀聞届可申者也	兎角に期後音 如此御座候 恐惶	サ船□相送らず候ては間に合不申
右の者下人共より嘆願の筋難聞届候へ共左の通り	分遅刻にて早速に右テレ	一申上度事は山海の如く候へ共 何
布屋市次郎	にてとふくより買て呑居申候	願候 たばこ等は別しての事にて
又布彦門口に左に	追々願置候品々何分早々御送越奉	一返す~~も当所は極不弁の地に付
町内年寄中		一御同役中様も同断
無之様取調預り置可申候(追て如何様にも被仰付候者也)		一勝山町様中嶋様も同断
一布屋市次郎金銀封印の儀に就ては 年寄立合相違		一御親類中御下役中も同断
布彦町内年寄門口へ張紙		御暮□被遊候哉奉伺候
	をせつをへき□□□の助□□は如何	一御父上様御母上様御伯父様をかじをせつをへき□
先便御噂申上候布彦嘆願張紙之後早速張出し候書付の写	々中違ひ相勤め居申候	少しも相煩ひ不申候へば薬とも極
	つも極々達者にして昨日のはしか後	一御心配被下間敷候□□ いつもい
四一 文久三年七月二十六日 差出人・宛先不明	御珎事も候はば何卒為御知被下度奉願候	一御表も嘸相替候儀□□□ 御珎事
	□ろしく御序御鶴聲奉願□	も無御座御無音仕 □□□ろしく
一□□□頭は平山 助方は三田喜六と右山村に御座候	申の処只今□□□の事□て何分其間	一何れ□様方へ寒中御伺状等差出可申の処只今□□□
一調役山村惣三郎一昨日組頭助方被仰付候		一追々願置候御送物御幸便に奉願候
く御聞□奉願候	ては少々不都合共存候間後便差出可申候	り差出可申候へ共 英にては少々
追啓当地役々の名前書も何分当便には行届兼後便と相延候間	極上を□め置候間 魯船に候はば送	一熊皮弐枚幷塩かづの子弐樽極新の極上を□
		奉存候
膝下	被罷越候由 定て御逢被遊候御儀と	一森山も何か御用にて長崎表へ近々被罷越候由
御父上様		共未だ入港不仕候
子正月三日英商船より相達す	処 □軍艦は当所にても相待居候へ	リ軍艦へ為御積込御送被下候由の
	□□□御状にて御送物其外御書状等当七月十六日御□港出帆のボガテ	一□□□御状にて御送物其外御書状

何分宜し

金銀は交易以来の分不残封印町内年寄預り置

可申候追て御所置被仰付候事

貧り欺より起し候義に付 近日天〔壬〕生浪士共より金銀借用の儀申越候儀も相聞候 右の条々相違於有之は再加天誅者也 以後奸計と相心得 右様の儀に付

頓着致間敷者也

町内門口に板書にて申渡 布屋彦太郎下人共へ

(方共嘆願の趣にては彦太郎父子彌改心致し 御国恩

奉報度旨左様可有之事に候

乍去大罪を犯かし候者

卒爾に可救筋無之候へ共 尚考の上可及沙汰其旨存へし

尚又申渡

其方共宅へ浪士の者罷越猥りに金銀無心等申入候共

決て正議の者も無之候間 一切頓着不致早々最寄の方へ

即刻人数差遺し召捕へき者也

亥七月廿九日

7訴出候

布屋彦太郎下人共へ申渡

日焼拂候趣慥に聞込 夜張紙を以交易の品焼捨候様申付 - 行所へ持出裁行を定候所 夜格別の勘弁を以相待居候様申渡候処 以の外の次第共 幕吏何の置所も無之に付 其方共當惑に及右 一体交易之洋品焼捨候共 別に何者の所為に候哉 張紙弐種共町 無拠其方共明 同

候迄急度可相待候

亥七月晦日

御国恩を奉報と申者にも無之候間

差當り町内へ預け置候間

及沙汰

文久三亥年七月廿三日

京都三条橋詰梟首有之

制札幷に立有之 佛光寺高倉西へ入油屋八郎此者則左に顕す八幡屋卯 兵衛是也 跡四人の者逃去候由 尤於京都昨年来幾首級も被懸候へ

共此度の儀は珎敷見物沢山有之

三条東洞院西へ入

右制札の写

丁子屋吟三郎

室町姉小路下ル町

同人父市次郎 布屋彦太郎

佛光寺高倉

八幡屋卯兵衛

藍 [葭] 屋町一条下ル町

右の者共近来幕府に於て私に交易を相許 大和屋庄兵衛 以来一己の利潤を貪ル為メ

悪政之致所とは乍申 我大国民生れ来

飢餲及候者不少実ニ不便の至り

人心恩事畢竟幕府

銅銭蠟絹糸油塩其外諸品々買しめ

横浜幷に長崎へ積下し夷賊共へ相

甚敷に至ては一統

物の價増々高直に相成万民困苦に不堪

御国恩萬分一をも奉報心も無之のみ不成

(カイ)致候段 上の御趣意に相背 言語同断不届の至りに付 愈々獣にもおとる幕府夷賊心を合て我国民を残害 天下億兆代して加天誅全

令 梟□首也

亥七月廿三日

夷賊一し 向後交易致者の根絶し申者也 右の者の外大坂長崎宇治岐阜飯田浜 西国東国奸商共一々相調上族二

張紙ヲ以可願出者也立ヶ間敷被申付候ハゝ早々其賊夫々性名相記し三條四條等の橋の上に右の者共より金銀借用致候者は一切返済不及候「自然町奉行共より取

此度京都珎事三書

大藤幽叟

家へ立入大金を貪り候 罪不軽依て加天誅者也 此者奸吏板倉周防水野和泉等に與シ 甚許状を請炮臺築造を名とし富

亥七月廿六日

布彦嘆願の写

願主下人中

病中老衰布屋市次郎

幷に彦太郎

両人儀

て 其地御運上所御合辞被為在候事とのみ存知 是迄於横濱表呉服糸等交易仕候段奉恐入候 全クの儀は心得違仕居候

の主人御助命被下候様御憐愍を以御聞済被為在被下置候はゝ 難有仕滅に相當可申やと 深難有仕合奉存候 右の次第被仰付候上は 両人糸類等 其余の諸品家財金銀至り迄不残没被為仰候はゝ 萬々分の罪紙恐入後悔及血涙改心仕候 右に就ては是迄交易の心組に溜居候呉服天恩御国の義も不相弁候段殊に慙愧至極 無申訳候 此度天誅の御張

合奉存候 誠恐謹言

亥七月

此書付は嘆願の義御座候趣 何卒暫の間御張置被下候様奉願上候

の門不残焼失仕候 其節祇園御旅所張紙有之 則写昨夜子下刻洛東高臺寺方丈より出火致候 方丈は勿論臺所舟屋形

後右様の者 於有之は可処同罪者也 高臺寺奸僧は朝敵松平春嶽寄宿着許侯段 不届至極□神火を焼捨畢向

大坂表より来状八月四日入

布彦 丁吟 大正 八郎〔卯〕

の境内へ獄門に致有之候はゝ可参と申帰り申候 大和屋正兵衛一昨廿四日夜首を切 北の平野時夕浪士参り主人に面會致度旨申候処 留守を申立候へは 帰宅致候明家同様相成申候家内居合不申 松居久右衛門近江屋 嘉□□□と

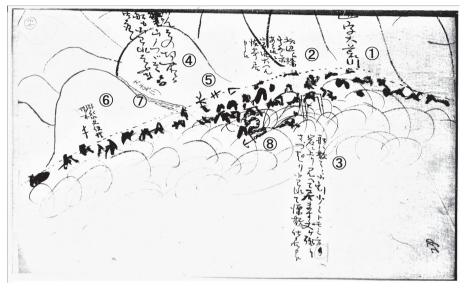
松居 銅を交易致す風聞に御座候○柏も右同様ブル~~~~ものに御

座候

大坂表廿八日出書状にて申来

八月四日入

[ここまで京都における天誅に関する文書]



## 四二 南部藩大荒川露船遭難状況の絵図

②此辺へ檣其外の品 あわれニ 小われ大へん流寄居申候

③船は散々ニ小割少々トモ之方□

岩に上り見へて居ります丈ヶ

残りさっぱり小われ漂散仕居申候

④□んその場所ニテ

口毛山ノつづきにて

□御座候

□船もこわれそふな

⑤水キワ

⑥溺死水夫仮埋場所 「ロシア十字」

⑦大荒川

⑧錨の絵

四三 文久三年十一月

宛先不明[親朋と字体が異なるので写しか]

足軽弁蔵忰弁次郎義 何卒通弁見習被仰付 足軽弁蔵忰若山弁次郎魯語 通弁御用見習の義奉願候書付 一昨年来魯語通弁稽古出精候 日々運上所へ相詰させ候様仕度

追々通弁出来候 此段奉願

志賀浦太郎

# 四四 文久四 (一八六四) 年二月九日 志賀親憲宛て

子三月五日英コンより相達す 返事済

**芰奉顏唉** 上御儀奉存候 次に私事も無異相勤罷在申候 乍恐貴意易被思召被下 筆啓上仕候 残寒免角に去兼候へ共 益御機嫌能被為遊御座恐悦無此

艦にて マル度外国へ御使の趣先便荒々申上置候処 組頭 御聞も可被為在 マ々此度外国へ御使の趣先便荒々申上置候処 組頭を可は為在 マ々此度外国へ御使の趣先便荒々申上置候処 組頭 御聞も可被為在 マ々此度外国へ御使の趣先便荒々申上置候処 組頭 御聞も可被為在 マ々此度外国へ御使の趣先便荒々申上置候処 組頭

大君にも益御機嫌能御上洛被遊候趣に御座候

一極々内々にて別紙奉入御覧候

等も乗試御座候ドルと申出候を四万七千五百ドルにて御買上相成申候 一昨日奉行衆ドルと申出候を四万七千五百ドルにて御買上相成申候 價は六萬當地にても亜弐本檣内車蒸気船壱艦當六日御買上相成申候 價は六萬

下度奉願候 且又末吉事は先便五月廿二日出しの御用状便にて江戸表居致居候へば十分に候間 何卒ケ様の者も永寿丸の壱番便より御送被祖父にて何にも役に立不申候共 只悪事さへ不致家の内へ坐りて留主て留主居に相困罷在申候間 伊助の様なのは供に連歩き可申 こつけ毎便ヶ様申上候も実以恐入候へ共 末吉代りの者の儀実に私は日勤に

毎々恐入候へ共 たばこ足袋の類は長崎の品に無御座では何分相困申しも御叱り不被下様 是計は私伏で偏に奉願置候 併追々申上候通末吉帰着の上は何にも悪事等不仕積にて少成不申候間 嘸御面倒にも被為在可申候へ共何分早々代人御差越被下並御地へ年始状差出候節の便にても申上候通 実に半時も當てには相

候間 前々の通又々熨斗目等着用仕候様被仰出候処 奉願候 半位と奉存候 付ては熨斗目幷下着弐枚 拵て〉紋は御定めの通ぬひ紋也 んぱ是はもゝ引幷襦半用其外小倉織馬乗袴地幷平袴地鎗鉄炮等も御送 御幸便ちと沢山御送奉願候 未だボガテリは入津不仕候 其外追々奉願候羅紗羽織地幷フラネル 〈是は熨斗目の裏のきれと同物にて表も裏も 熨斗目の色は可成丈こい、方 足袋は長さ七寸八分にて多分九文 私事熨斗目持合せ不申 但白の西洋も 何分

ŋ 申上度儀山々候へ共 実に帯等も此位に相成居申候 送遣べき間 品に候へ共先新物に付速に仕立相用居 後便と申上 態々此商船は明暁上海へ向け出帆致候間 商人在留のポルトルと申者より私へは帯地を贈候間 残候 書状差立候様申聞候間取急御役所より引取上相認 時節御自 実早夜に入此書状は今八つ時頃英コンワイスよ 1愛専 昨冬年末の祝義として應接掛り一同 奉願候謹言 余の事に此品奉入御覧候 上海より幸便にて長崎 極せまい悪

二月九日夜九時

浦太郎

子三月五日英コンより石崎に達し請取

御父上様

急に御拵御送奉願候

給より綿入を先に願ます

膝下

、以下は書簡中 「極々内々にて別紙奉入御覧候」とある別紙

### 内守よりゴシケーヴィチ宛て 文久三年十二月二十五日 水野和泉守・板倉周防守・井上河

エスクワイル

魯西亜岡士

イ〇ゴシケウイチへ

合 毒に存候間 以書翰申入候 我政府和親交際の情儀取失ひ候儀にも相聞各条約国々へ対し気の 国内騒擾および佛英亜蘭政府へ対し候ても不都合の次第あるに至 此度特に 我国内旧習□□するに當今物論穏ならず人心免角に折

致 判可及につひては も悪敷頃に相當候間 連真三郎差遣す積有之処 に附し陳述およひ度事情も有之候間 助差遣され 大君殿下より使節として外国奉行池田筑後守河津伊豆守目付河田貫之 入候儀可有之 委曲の義は其會晤に譲るに付 其節事情了解ありて猶周旋の手数 右使節より我国内の事情委曲陳述の上人心鎮靜の方便談 此段申入置候 右の趣其政府へ被申立候様致度 同人共出立は右頃合を見合せ来春早々出途可為 折柄旅行路次の雪留等有之箱館渡海の風様 拝具謹言 即今外国奉行柴田日向守目付江 尤前文の外口頭

井上河内守 板倉周防守 (花押 (花押)

水野和泉守

(花押

文久三亥年十二月廿五日

此外三通は小事に付取急不申上候 何れも私譯仕候

四六 元治元 (一八六四) 年三月十七日 志賀親憲宛て

子四月朔日十字近藤大より相達す 返事済

機嫌能被遊御起居奉恐賀侯 蘭軍艦ジャンビー船の幸便を得 次に私義無異に日勤罷在候 急き拝啓仕候 御 一家様被遊御揃益御 乍憚御安意思

召被下度奉存候

郎殿儀 青森着 其後當表も相替候儀も無御座 同廿四日朝五ツ時無滯 魯西亜岡士へ引合として正月廿六日江戸表出足二月廿日津軽 當所よりは先達て御買上相成候蒸気船神速丸を迎として被遣 同着函相成申候 外国奉行柴田日向守殿御目付江連真三 支配向役々姓名左に申上候

組頭

由比太左衛門

調役

日比野清作

定役

森鉢太郎

山口紋左衛門

中村謹之助

書物御用出役 吉田賢輔

御徒目付

真三郎事

佐藤真司

小永井五八郎

御小人目付 相川金十郎

山崎正助

柴田金之丞

浅見鉄次郎

与惣左衛門待座 日四ツ時頃御役所へ可罷出旨に付罷出候処 右に付役所引ケより平服にて手札持参 左の通組頭平山謙二郎申渡 着祝ひとして廻勤致候事 三ノ間において調役高木 同

申渡

志賀浦太郎

其方儀柴田日向守當地御用中魯西冊

岡士へ引合候節に罷越通辨可相勤候 右美濃守殿被仰渡候間申渡之

明廿五日朝五ツ時 右相濟候上調役詰所おいて高木与惣左衛門より左の通達御座候 外国奉行面會の上為引合致候間 名村幷私儀右刻

限御役所へ平服にて可罷出旨

右に付翌日 名村幷私継上下着用御役所へ罷出候処 御書院於て柴田

> 朔日の談判にて先つ一と通は相済申候 魯コン尋問に罷出候 済一同引取申候 真三郎殿其外支配向私共魯館へ到り日向守殿引合始り 行衆も罷越され一時半をして一同帰館 は一時より外国奉行幷御目付魯コン御尋問御座候 日外国奉行衆魯岡士へ御尋問として御越の儀に相達申候 五八郎へ面會 談にて退出仕 向守殿江連真三郎殿面會御座候 二の間にて其外の面々へ會し終て運上所へ引取 一の間にて由比太左衛門日比野清作佐藤真司小永井 翌廿九日も同断同刻より同刻迄 翌廿八日今日より応接始る 美濃殿も待座暫いろ~~懇親の御 翌廿七日は外国奉行衆旅館を 三月六日又々一時より右同断 一時より日向守殿 翌朔日も同断 初ての儀に付當奉 四時半過頃相 則翌廿六日 明

志賀浦太郎様

堀周輔

柴田日向守内

候間御落手可被下候右得貴意度 千萬被奉存候右為御挨拶御肴料三百疋反物一被致進上 以手紙啓上仕候然者此間中より彼是御遣立被申御苦労 如此御座候以上

三月三日

早速手札を持玄関迄礼に参り申候 右の通用人よりの書状相添 八丈絹壱反金三百疋御送相成候間 翌 日

懇意の御談 夜に入引取申候

桃の節句には正服にて参り候処

面會被致いろ~~御馳走の上種々御

右八丈は三百疋へ少々増金いたし裏を求め早速仕立やへ遣し仕立させ

214

魯岡士へ今般御引合と申は 日州は御案内も可被為在永持亭の舎弟にて 鉢太郎と申者は御覚も可被為在 五度宛は魯館へ右高龍寺へ通ひ 扨日州滯函中は御同人の旅宿は弁天町高龍寺運上所其外御役所 當月九日夕一同乗船 私もケ様いやな通弁を仕候事は実に□て□御座候 頼相成候の御趣意に御座候 は離盃をも仕 申人口実子にて 右に付永持へ安否見廻として煎海鼠三斤に見廻状相添大久保抜け弁天 は組頭柴田貞太郎にて野州石州能州等と御宅へ泊□の事共談し御座候 出凡九つ過迄の毎夜の御用談 役宅より凡拾丁コンシュル館迄は十五丁も御座侯に 御座候間いつも二時半時役所を頼合参り申候 り傷寒相煩 暇乞に参り候節は右八丈を上着にして継上下着用 届け方頼ミ申候 番の多き事に御座候 、事件を委細認めたる書物を讀 れぬ事共被申 同は出立相成候へ共 致遣し申候 に魯醫を連れ旅宿に参り薬等為遣 行がけ御父上様へ拝謁御宅にてうなぎをいたゝきし味于今忘 魯コンシュル館詰の医者頼呉候様日州始よりの頼に候間 夫も日州より頼無御座候はゝ参も不申候へ共 同三斤遣し申候 今は外国局の定役 実に友として損ならぬ人に候間 日州へ同断銭別として三斤 翌十日出帆相成申候 随分難渋仕候 同人且同心中村謹之助は内緣に因て居残申候 中々一と通ならぬせつなき御用にて実に 則横浜鎖港一条に付魯西亜へ其周旋を御 吉田賢輔と申も同様兄弟同様に仕候 御地へ御普にて両度相詰候森邊八と 一番多き時は九度一日に通ひ候儀が 是も矢張日州等一同外国被参候 夫より日々見廻候節に私参り通 其通に私へ日州より被申聞 夫の上毎夜右寺へ組頭幷私罷 既に先度外国へ御使 調役日比野清作は七日よ 素より出立も出来不申 由比へ同断 別懇に仕出立の折 御談に相成候節は 暇乞に参り 先ツ一日に平均 懇に頼 定役森 申 私御 人の節 いろし 差立相成申候 より魯コンに申聞候 たばこ 野菜の種物 佐賀蠟大小 私の為博タ織帯 かんばん あんぺら一 宅に残り在候衣類 両掛壱荷同棒 羅紗羽織地壱 )糖白黒遣 〈夏冬〉

名村の妻も立帰りとして二月下旬當地出立出府被致申 此節は頻に麦飯を好申候処 へば猶此上もなき次第に候 又私の申す通を聞書仕候 、 進達仕候便にて日州幷真三郎殿より外国への御使の面々へ其御用状 〜恐入候〜共 へ共 當年の永寿丸便より麦五俵計御送奉願 其聞書いたし候を直に本国ペチェルブルグ 左の六ヶ敷大事件に相成候 當所は麦無御座候間 夫共余り御手数に候はば玄麦にて宜しく つい へば て御送被下候 候 魯コンも 私儀

左の品々御送奉願候 何分奉願候 扨ボガテリ船は于今着函不仕委く相困居申候 其外

大根・唐菜・高菜・とふ瓜・きうり・ぼふぶら・豆類・ちさ・

白金巾幷白もんば襦伴もゝ引用 こん足袋

ゴ ル 小倉織平袴幷馬乗袴 [附合薬/少々]

修復を願置候オル 持鎗 猟筒

毛せんか何か敷物弐三枚 壱本

共壱宛 供帯 掛物 幅斗

氷砂糖拾斤斗

是は茶菓子に□□□

何か夜具の裏に致物にてつよき

陳笠 壱

ん壱 何れも綿入の表のきれにて 先便頼置候熨斗目綿入壱 袷壱 幷下帯二ツ どふき壱ツ つじば

を方 りのよごれた折掛替候間御送奉願候 熨斗目の表は可成丈色こい 茶にて御拵奉願候 襦袢も同様にて 且別に其きれを半段計りゑ 但裏の色ハ白茶にして 素より下着は表も裏も熨斗目の裏同様白

ふくさ 大小 但此御返礼には来便蝦夷にしきを差出申候進物等遣す折の廣蓋 紋付に候はゝ無此上 一 水引大小

さらし木綿弐三反 一 どんなのでも宜しく候間

唐焼の急火焼ー

幷客茶吞茶碗壱揃

威を以命候時は最早積込候義出来不申等と申候間申上候迄無御座候へ右様の物永寿丸に御頼の折は相對にて御頼相成候へ共御請申候へ共何共恐入候へ共 右の品々當夏の永寿丸便にて御送被成下度奉願上候

共御相對にて御頼奉願候

御差越 伏て奉嘆願候
和告越 伏て奉嘆願候
本吉の代りの者も右船へ宰領旁為御乗被下度是非人~春永寿丸の便より
おの所帯向を不残引受候者を何卒御見斗 是非人~右永寿丸の便より
なの所帯向を不残引受候者を何卒御見斗 是非人~右永寿丸の便より
なの所帯向を不残引受候者を何卒御見斗 是非人~右永寿丸の便より
なの所帯向を不残引受候者を何卒御見斗 是非人~右永寿丸の便より
なの所帯向を不残引受候者を何卒御見斗 是非人~春願候
末吉の代りの者も右船へ宰領旁為御乗被下度是非人~奉願候

居候や 手習素読等どんな物を仕居候や 奉伺上候一良太夫礼三郎八之助も定て追々と成長仕べく 當節稽古事等は出精仕

おてつ等は別て大きく相成候儀と奉存上候はゝ立帰りにても罷出面會仕度奉存─當節私も其事を頻に周旋罷在候おかじおせつおゑきおてつ等も定成長□□─実□帰切に帰国不能候

不行届勝御不音多罪御□□の程 御序皆々様へ宜しく被為仰傳置被下どなた様へも免角に御不沙汰のみ罷在不本意候へ共 何分公用繁にて

度 恐ながら奉願上候

末吉交代の者是非永寿丸の便より御遣し被下度奉願上候

追便へ申上残 早々如此御座候

いろ――奉申上度次第も候

へ共

右蘭軍艦明朝出帆の由

に候間

書余

謹言

子三月十七日夜認

浦太郎

拝具

同四月朔日十字近大より相達す

御父上様

間差出不申候間 急便為御認御送奉願上候べく旨一流へ達御座候て 一流差出相成候へ共 私事一向存知不申候當所において支配向壱人別 今般由緒書と申物幷親類書と申物認差出追啓奉申上候 御一家様始其外様御揃時候御自愛専一奉願上候

斤其御役所より當御役所へ御差返し相成候様御願被下度奉願上候 左當所へ着以来御手當等不定 内當御役所にて拝借仕候金子合金凡弐百

芋の粉 ざほん 白足袋 紺足袋 夏肌着 同古 同胴着 蕎麦の粉 山水成華筆 亀井少琹 金琴江書 紋羽胴着 博多織帯 郡内綿入下着 黒金巾給羽織 奉書つむぎ小紋紋附 布白紋附帷子 絽小紋割羽織 黒羽二重単羽織 仙臺平夏袴 小倉織給袴 手違呉絽服連踏込 黒羅紗給羽織 〆弐拾桁 の画賛 唐人 壱梱 九 壱 壱 壱 壱 壱 壱 壱 壱 壱 壱 三袋 四袋 壱足 壱 壱 壱 壱 唐人菜種 白砂糖 醬油 鰹節 多葉粉 水菜種 唐菜種 大根種 さぼん あられ 同 並の干大根 〆壱包 烟草入七嶋包小箱 衣類幷菓子類入七嶋包大箱 千切干大根 こしやう なすび種 きうり種 とふぐわ種 ながさゝげ種 ぼふぶら種 但二斤半入 但壱斤余入 大 壱包 壱包 壱包 壱包 壱包 壱包 壱包 壱包 五本 壱包 壱包 大 小 百巻 壱箱 弐袋 壱箱 一袋

壱 梱 梱

醬油小樽包

二ツ入莚包

壱梱

壱梱

〆五桁

但大麦京枡三斗入

改御請取可有之候以上 右は俵物御用御雇船住市丸より相送申候

子四月十四日

送状の事

莚包 七嶋包大小箱物

弐梱

渋紙包

壱梱 壱梱

精麦

壱俵

〆五桁

右は俵物御用御雇船讃州住市 丸船頭市兵衛船より相 送候間 御地廻着

長崎

志賀九郎助印

上改御請取可被成候以上

兀 1月十四

志賀浦太郎殿

四八 文久二年十月一日 志賀親憲宛て

戌十月朔日□□子四月十九日老□より相達す

[文久二年十月に出した書翰が元治元年四月に着いた。 書簡の綴込み順

は受取順と思われるので、ここに挿入したと思われる

二つに私儀いつもん 當表御借健順丸便

·無恙勤務罷在申候 筆啓上仕候

御家中様御揃益御機嫌能奉恐悦候

乍恐尊意易被為思召被下度奉

先頃魯軍艦アメリカ船便にて申上置候健順丸は御船 内魯軍艦アメリカ船も御表へ出帆仕候間 は一寸右砥平へ添状兼御機嫌の奉伺候 罷出へく候間 右船へ商法門取扱として當所町年寄蛯子砥平なるもの乗込 御父上様の御元へ書状差出候様同人申聞候間 其便へ委敷事は申上 則此船に御座候 御地 當便

五六日以前當表称名寺の和尚に被招参り候処いろ~~馳走 筆立其外さじ等被送候を兼て存じ罷在 父上様の御代より年々文通等有之居候趣 も参り被居候 昔悟真寺に在し寛光と申僧今は松前へ参り被居 然る処私御表出立の頃俄の儀 且私覚へ候上は蝦夷細工の 則右砥平 御祖

御座有之故 無之の事ニ奉存 御父上様より□とも御沙汰無御座 當地へ罷越候上 當表へ称名寺と申寺在るを知り 定て御取紛□□沙汰

り居申候 私つくだ~按じ候に扨は~~是則彼称名寺ならんかと存じ 様幷十人町御伯父様御遠行の趣承知 何日か尋ねばやとは心掛居其儘怠り居候処に昨年 盆中には御回向等可致 米蔵も知 然るに 御祖母

□□等認め和尚に頼み込に参り 其称名□幸はひに浄土宗也 因て御替名は存じ不申御俗名幷御□□□ 相勤る序相尋候処 其寛光は則予が

兄弟子也 彼は昨年迄當寺 へ罷在今は松前□□寺へ罷在と返答

當閏月の頃當所へ角力興行の時見物に参り

又々私其儘怠り居候処に

居候処 相成居候志賀浦太郎殿にては無之哉 いろ~~申上渡事は両三日の急便へ可申上候 隣りさしきに在坊主私を見て日 と申に付名乗合し 君は長崎より當所 頓首拝具 事に御座候 へ御詰に サンタン錦切れ 塩数ノ子

御父上様

戌十月朔日

當日の御賀儀申上候

院御

謹言

流様御厭専一奉祈候

健順

丸御船乗組

商法方 西 田 园 屋 文□□

### 四九 元治元年四月二十五日 志賀親憲宛て

子六月十五日亀田丸御船御上乗定役横関新八郎殿より相達す |月廿五日出

乍憚尊意易被思召被下度奉願候 様おかじおせつおゑき礼三郎八之助おてつ其外御親類御同□村役人中御 同御揃益御機嫌能御起居被遊恐悦□極□□□ -便を以寸猪□□仕候 追々暑気相成候処 其後御地は相替□□□も無御座哉 御父上様御母上様□御伯父 私儀無異日勤罷在申候 當

には差當り何にも無御座候

今般亀田丸御船御地へ罷越候間幸便左の品々御送申上候

ふくさ用

一名蝦夷錦

熊皮 キナ〈是は蝦夷語に御座候 此和語は無御座候〉 壱枚

也

蝦夷人の陣笠

同 あざらしをとる道具

壱

同

蝦夷人の飯腕 (椀) 幷汁腕 (椀 都合

御母上様御事昨冬中は御流産後長々御不例被為在候由 全快とは奉存候へ共 私事も夫を承り候より何分御按し申上居御伺奉 當地は定て御

申上候

今般に亀田丸御船御地へ罷在 関は永々の航海を一同仕候人に御座候間 人に候 同心にて同船被参候人にて今般結構にて定役と被成候横関新八郎と申 被下□同人□帰船便にて御□□ 万端何分宜奉願侯 同居仕候折は同人も被参居申候て一同別て世話に成候人にて 壱人は在住にて上村四郎と申昨年中組頭助方栗本瀬兵衛と私 右の訳合に候へば末吉の代りの者は右横関に御頼 上乗は先頃健順丸にて私出府仕候折は 是非奉願 御地着の上は其御積りにて 就中横

御母上様へも一封差出候へ共 (御地へ罷越候間 書状□差出候様申候処 御快復書中何か御気にさわり且御心配 則別紙宜敷奉願候 初村官次郎事□□着相成いろ~~御地の事共承知仕候

今般は又亀

一 浅黄木綿股引    壱	一 紋羽股引 壱	一肌着	一小倉織帯	一胴着	一 越後縞帷子 壱	一同単物	一同袷壱	一 木綿縞綿入 壱	一 木綿小紋紋附綿入 壱	梅太郎へ今度新規に仕立遣候衣類其外品	覚		五〇 元治元年六月十九日		一御一流様御揃時候御自愛専一奉	追啓別紙為心得被仰渡候間□□	膝下	御父上様	四月廿五日	て何分にも認候暇も無御座 書	一いろ――申上度事も候へ共 最1	一桁々奉願候御送物は是非人〜當日	其上にて其書状其儘御母上様へに	の事も万一御座候ては以の外の
										<b>其外</b> 品々			志賀親憲より志賀親朋宛て		願候 又々頓首	にて入御覧候		拝	浦太郎	書余追便と申上残 早々頓首	最早一同乗込居られ風順次第出帆の由に	當帰船便より何分奉願候	御渡被下 御差支も無御座は宜奉願候	の儀に付 可相成は一應御開封被成下
一供帯	一 単看板	一 供半合羽	一廣袖	一縞胴着	一 金巾紋附綿入	一 すぶし羽織	一 白紋羽	一 小倉織馬騎袴地	覚		志	子六月十九日	支度為致遣し候に付為	右は稲佐梅太郎其御地	×	是は梅太郎小遣ひ1	一金壱両	是は梅太郎姉とく	一 金壱両と銭六百四拾	一櫛道具	一煙草	一 紺足袋	一 古ぱツち	一山立脚半
壱	壱	壱	弐	壱	壱	壱	壱端	壱端			志賀浦太郎殿	十九日 志賀九郎助	御承知此段申進侯 以上	へ亀田丸御船へ相願 今晩末吉為交代差越候に付		ひ入用に遣候分御上乗横関殿へ御預け申上置候分		くへ貸渡置候分	<b>沿八文</b>	壱揃	弐拾巻	五(上下)足	壱	壱

弐包

薩州銘産

色會刻多葉粉

是は飽の浦へ旅宿いたし居候薩州傳習方士官惣頭岩下勇次郎と申 人より為土産到来いたし候間入御覧候

鎮臺公御組頭へか御上けの事

書状入紙包大箱物

三箱

初村官次郎留主宅より

初村官次郎行

同

書状壱封

蒲地庸四郎より

〆拾四桁 内紙包三箱梅太郎明荷に入置 書状壱封は此内に封し置

〆明荷壱ツに入差札は志賀浦太郎名前

右は亀田丸御船御帰便に御上乗横関殿へ相願相送申候 以上 御改御請取可有

子六月十九日

志賀九郎助

志賀浦太郎殿

辞

流史の諸問題に関する実証的研究」 ある。本史料がかつて所蔵されていた長崎県立長崎図書館郷土課には閲 交流史の諸問題に関する実証的研究」の助成を受けた研究成果の一部で 本稿はJSPS科研費15K02403「江戸期~昭和前期の日露交 および20K00464「近代日露

> ご許可をいただいた。以上、記して感謝の意を表する。 覧と複写の便宜をはかっていただき、長崎歴史文化博物館からは翻刻の

訂

の誤りである。お詫びし、訂正する。 日付を「文久三年一月十四日」としたが、これは「文久三年一月十三日. 本紀要前号に発表した「志賀親朋書翰集翻刻 (三)」の第三二書翰の

正